

令和4年度 第2回小樽市国民健康保険運営協議会 会議録

日時	令和4年8月30日(火) 13:00~13:45
場所	第3委員会室
出席者	片桐会長、加藤委員、竹島委員、藤部委員 栗田委員、近藤委員、平山委員 勝山福祉保険部長、長谷川福祉保険部次長、橋本福祉保険部主幹、 津川保険年金課長、高瀬保険収納課長、 渡部主査、庶務係長、保険係長、外係員2名
欠席者	鈴木委員、桂委員、橋口委員、藤井委員
庶務係長	<ul style="list-style-type: none">・ ただ今から「令和4年度 第2回小樽市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。・ なお、本日は鈴木委員、桂委員、橋口委員、藤井委員が所用により御欠席のため、11名中7名の御出席をいただいております。・ それでは、会議次第に従いまして、進めさせていただきます。・ 初めに、新たに委員として御就任いただきました方がいらっしゃいますので御紹介いたします。・ 「被保険者を代表する委員」として御就任いただいております、石丸委員の後任として、平山委員に御就任いただいております。・ 「公益を代表する委員」として御就任いただいております、古川委員の後任として、令和4年4月より小樽年金事務所長の竹島委員に御就任いただいております。前回第1回は御欠席だったため改めて御紹介させていただきます。・ 「公益を代表する委員」として御就任いただいております、堀口委員の後任として、小樽市総連合町会常任理事・事務局長の藤井委員に御就任いただいております。本日は御欠席です。・ 6月14日をもって任期が満了したことに伴い、新たに御就任いただいた方、引き続き委員に御就任いただいた方がいらっしゃるため、本来であれば委員の皆様にご挨拶を賜りたいところですが、時間の都合上割愛させていただきます。・ 本日は、委員の改選後、最初の国保運営協議会ですので、会長の選出を行いたいと存じます。会長選出にあたりましては、福祉保険部長より進行をさせていただきます。

- 福祉保険部長
 - ・ 福祉保険部長の勝山です。会長につきましては、国民健康保険法施行令第5条第1項により、「公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」と規定されています。選出に当たり、自薦、他薦はございますか。
 - ・ ないようですので事務局から提案をお願いします。
- 庶務係長
 - ・ 事務局案としましては、これまでも会長の任を担っていただきました片桐委員を会長に提案させていただきたいと思えます。
- 福祉保険部長
 - ・ 事務局からの提案につきまして、委員の皆様いかがでしょうか。
 - ・ 異議等ないようですので、事務局案のとおり片桐委員に会長の職をお願いしたいと存じます。恐縮ですが、片桐委員には前の会長席の方にお移りいただきたいと存じます。
- 庶務係長
 - ・ それでは、片桐会長から御挨拶をいただき、以降は会長に議事の進行をお任せしたいと存じます。会長よろしく願いいたします。
- 片桐会長
 - ・ ただいまお示しいただきました小樽商科大学の片桐と申します。今回も再び会長となりました。どうぞよろしく願いいたします。
 - ・ それでは、これより議事に入ります。議事録署名人につきましては、被保険者代表の栗田委員、国民健康保険医代表の加藤委員をお願いしたいと存じます。
 - ・ では、(1)「令和3年度 国民健康保険事業特別会計決算」について、説明願います。
- 保険年金課長
 - ・ それでは、一つ目の議題、「令和3年度 国民健康保険事業 特別会計決算」について説明いたします。
 - ・ それではまず、資料1「小樽市国民健康保険事業の概要」を御覧ください。この資料1で、主な項目の決算数値の御説明をしたあと、うしろの「参考資料」で補足させていただく形で進めていきたいと思えます。
 - ・ 最初に「1 被保険者」ですが、3段目の「被保険者数の合計」を見ていただきますと、3-2月の平均になりますが、令和3年度は23,126人でありまして、2年度決算と比べて627人(2.6%)の減少となっております。また、2段下の「世帯数」は16,526世帯で、こちらも2年度と比べて299世帯の減少となっておりますが、さらに2段下の「前期高齢者加入率」は56.12%と、2年度と比べて0.23ポイントの上昇となっております。
 - ・ これらのことから言えることは、全国的にもそうですが、被保険者数、世帯数については、人口減少による減少とともに、後

期高齢への移行等によって国保資格を喪失する人が多い状況です。また、高齢化により、国保内における前期高齢者の割合が上昇しているものです。

- 次に、「2 保険料」は一人当たり保険料を2種類書いていますが、上の段は、40歳から64歳の介護分がかかる方はかかる方で、かからない方はかからない方でそれぞれ被保険者数で割って合計したもので、下の段は、介護分も含めた調定額の合計を単純に介護がかからない人も含めた全被保険者数で割ったものですので、少し金額が低くなっているものです。
- 2段目の「1人当たり保険料(調定額)」で見ますと、3年度決算では、1人当たりの年額が72,695円で、前年度決算と比べて3,052円下がっています。
- 1人当たり保険料が下がった理由といたしましては、それまで、本市の国保料は所得が低い方の負担が軽い一方、その負担が所得のある方にかかってしまう賦課割合となっていたものを、令和3年度から、道が示す標準保険料賦課割合に合わせるため、段階的に保険料の賦課割合を変更することとしました。このことにより、初年度である3年度は大きく均等割・平等割を上げており、その分低所得者の均等割・平等割の軽減対象額も大きくなることから、この軽減分に対して交付される道の国民健康保険基盤安定等負担金が増加し、結果として保険料として徴収すべき総額が下がり、平均保険料も下がったことが大きな要因と考えられます。
- 次に「3 医療費」ですが、3段目の「1人当たり医療費の全体」を見ていただきますと、3年度は515,608円と、前年度と比べて22,268円増えています。これについてはのちほど参考資料で補足説明させていただきます。
- 次の「4 収支状況」についても、後ほど資料1の2ページ目を使って御説明させていただきます。
- そして、「5 繰入金」ですが、「一般会計からの繰入金」の合計額は、10億8,667万1,233円となっておりまして、前年度より、約5,000万円増えておりますが、これもこのあと参考資料で補足説明いたします。
- では、参考資料の1ページ、「資格得喪状況」の表を御覧いただきたいと思います。こちらは国保の資格取得、喪失の「理由別実績数」でして、先ほどの「平均被保険者数」とは異なりますが、減少理由の参考として載せたものです。取得と喪失の両方

を比べると、出生と死亡で死亡が約 181 人多いということも減の要因となりますが、後期高齢者へ移行する方が 1,591 人いることが減少の大きな要因に繋がっています。

- ・次に、「2 保険料」の上のグラフ「一人当たり保険料の推移」という棒グラフは、決算でなく 6 月の確定賦課時点のデータを参考に載せたものです。2 年度と比較して 3 年度の一人当たり保険料が下がっているのは先ほど説明したとおりです。3 年度と比較して 4 年度の一人当たり保険料が上がっているのは、前回の運営協議会でも説明させていただきましたが、保険料算定に当たり、賦課割合変更の激変緩和措置として、3 年度は基金から 1 億円繰り入れ、4 年度は 5,000 万円を繰り入れた影響と考えられます。
- ・なお、下の棒グラフ「道内主要都市 10 市の一人当たり保険料」については、3 年度の情報がそろっていないため、2 年度のデータを参考に示したものです。平均の保険料としては、ここに挙げた都市の中では、下から 2 番目ということになります。
- ・次のページ、「3 医療費」です。直近 5 年間の一人当たり医療費の推移は、一番上のグラフのとおりで、本市の状況は白い棒グラフになりますが、2 年度はコロナによる受診控えなどの影響で減少しましたが、3 年度は増加となっています。そのすぐ下には、「道内主要 10 市の一人当たり医療費」を比較したグラフを載せております。こちらも 2 年度の情報ですが、小樽市の医療費は主要 10 市の中で最も高いということがお分かりいただけるかと思えます。
- ・医療費を医科、歯科、調剤に分類したものを作っておりますので、次のページ、参考資料の 3 ページを御覧ください。
- ・上半分が小樽市国保の状況、下半分が全国ですが、全国は最新のデータが 2 年度分までとなっています。
- ・グラフの下の小樽市国保の集計表を見ると、医科、歯科、調剤全てにおいて 2 年度にコロナによる受診控えの影響により減少した分、3 年度は増加しております。
- ・もう一度、(参考資料の) 2 ページ、前のページに戻っていただき、下の表、「4 繰入金」の「一般会計繰入金の内訳」を御覧ください。
- ・二重丸の「法定繰入分」は、法律で市の一般会計の負担が義務付けられている分で、保険料の軽減分や低所得者の多い市町村を支援する「1 保険基盤安定分」と「2 保険者支援分」は、

保険収納課長

右側の「財源内訳」のとおり、国や道が一定割合の負担をすることになっています。先ほど保険料が下がる要因と説明した、「保険基盤安定化分」がここの項目で、対前年度で約 5,600 万円の増加となっています。

- また、下の二重丸「法定外繰入分」は、市町村の判断で独自に繰入している分で、小樽市での法定外繰入分は、表の一番下の生活保護受給や所得激減などで保険料を減免した分 53 万 9 千円となっております。
- 1 番下に 3 年度の決算額 10 億 8,667 万 1 千円となっておりますが、前年度決算よりも約 5,000 万円増加した要因は、保険基盤安定分の増加が大きき要因となっております。
- では参考資料 4 ページ、「5 収納率」につきまして、保険収納課長の高瀬から説明いたします。
- 保険収納課長の高瀬と申します。よろしくお願ひいたします。
- 収納率について説明させていただきますけれども、資料 1 にお戻りいただき、一番下の項目「6 収納率」を御覧ください。
- 収納率が二つに分かれており、上段の数値、97.58%は決算数値、下段の数値、97.59%は事業年報上の数値となっております。左側に小さい字で書いておりますけれども、いわゆる居所不明者と認定した世帯分の調定額を除いて計算した収納率ということになります。計算した結果、居所不明分を除いた調定で計算した方が収納率が若干上がることがございます。その分で差が出ております。
- 続きまして、参考資料 4 ページ目の一番上に「収納率」と書かれているページを御覧ください。「(1) 現年度分 (一般+退職)」は、事業年報上の数値を使って説明させていただきます。グラフが 2 つありますが、まず上のグラフの方は、本市の収納率と、全国・全道の収納率平均値をグラフで表したものでございます。令和 3 年度の小樽市の収納率は、97.59%となっております。全国と全道については令和 3 年度はまだ示されていないため書いておりませんが、これまでの推移を見ますと、全国全道平均よりも本市の収納率は上回っておりますので、令和 3 年度も引き続き上回るものではないかという見込みをしております。
- 昨年の 96.95%からみますと、プラス 0.64 ポイント上がっております。こちらの主な要因としましては、職員の適正な徴収業務の実施、それからコロナの影響で収入が減った方にはコロナ

減免で調定額が下がり、未納となる世帯が減少したことが要因かと思われます。

- その下の棒グラフの方を御覧ください。こちらは道内主要都市の収納率ということで、道内主要 10 市の収納率を、数字の大きい方から並べたものになります。こちらを見ていただくと、一番左の小樽市の 97.59%が最上位となっており、令和 3 年度については、10 市の中で言えば小樽市が最上位ということになっております。隣の江別市も同率一位となっておりますが、令和 2 年度の時は、江別市が 1 位で小樽市が 2 位だったので、小樽市が江別市に追いついたというようなイメージかなと思っております。
- 次にその下にいきまして、「(2) 納付方法別の保険料収納状況」につきましても、先ほどの事業年報用の数値ではなく決算数値の方で説明をさせていただきます。一番左の令和 3 年度の欄を御覧ください。「調定額」を御覧いただきますと、令和 2 年度に比べますと、1 億 1,800 万ほど減少しております。こちらは被保険者数が減少していることが要因かと思っております。
- 一番下の「収納額計」も前年度に比べて 1 億円ほど下がっておりますけれども、理由としては同じかと思っております。その中段「収納状況」は、収納方法別に抽出した額になります。
- 「戸別」は、職員と特別徴収員の 2 行に分かれております。戸別というのは、いわゆる集金という形になります。職員が集金するというのは、本当に個々の職員が対応しないといけないようなケースがあった場合、職員が直接訪問して集金するというケースがございますが、令和 3 年度につきましても、そういうケースがなかったため、ゼロということになります。特別徴収員は、徴収専門の会計年度任用職員を 7 名配置しておりますので、その会計年度任用職員が地区別に分かれまして、集金業務を行っております。
- 「口座振替」につきましても、申し込みがあった世帯につきまして、月末に引き落としを金融機関からしておりますが、金額で言いますと、全体の 53.92%が口座振替で納付されています。半分以上が口座振替を利用していることがわかるかと思えます。
- 「自主納付」につきましても、いわゆる納付書、切符を使って、金融機関で納めていただいた額の合計になります。
- 「クレジット」につきましても、インターネット上で手続きを

しますと、クレジットカードから納付することができる制度を小樽市は採用しており、その制度を使って納めてきた額の合計ということになります。額ベースで見ると0.62%ということで、割合はかなり小さいですけれども、例年利用者等利用件数は微増ながら増えている状況でございます。

- ・最後に「特別徴収」ですけれども、こちらは年金からの保険料の天引きで納めていただいた保険料の額ということになります。
- ・以上が収納の内訳でございます。これをもちまして、収納率の説明は終了させていただきます。
- ・それでは引き続き、先ほど後回しにさせていただいた「4 収支状況」の御説明ですが、資料1の2 ページ目「令和3年度国民健康保険事業特別会計決算状況」を御覧ください。
- ・先ほど、後回しにさせていただいた「収支状況」の御説明ですが、資料1の2 ページ目「令和3年度 国民健康保険事業特別会計決算状況」を御覧ください。
- ・まず、(1) 収支状況の上段「歳出」です。まず、歳出の7割以上を占めている2段目の「保険給付費」ですが、これはいわゆる医療費の国保負担分です。平成30年度の都道府県単位化後では、これとほぼ同額を、下の歳入の3番目「道支出金」の保険給付費等交付金の普通交付金として北海道から受け取ることとなっております。保険給付費の決算額は102億7,055万6,639円で、予算積算時の見込みと比較して被保険者数や一人当たり医療費が減となったことにより、約1億8,200万円の不用額を残しています。
- ・歳出で2番目に多いのが、3段目にある「国保事業費納付金」です。これは北海道に支払う納付金ですが、北海道は各市町村から集めたこれら納付金や国からの交付金等を財源に保険給付費等交付金の交付など、北海道全体の国保財政運営を行っております。決算額は27億5,472万4千円であり、予算額と同額となっております。
- ・また、「1 総務費」については、管理的な経費やこのあと議題2で説明する国保事業などの費用を支出している費目となっております。
- ・続きまして下段「歳入」について説明いたします。
- ・まず一番大きなものとして、「3 道支出金」の決算額は、先ほど歳出にあった医療費国保負担分相当額の普通交付金等を含め、

105億3,514万7,602円となっております。予算額と比較すると約9,960万円の減となっております。

- ・ 「5繰入金」は、先ほど説明いたしました一般会計から繰り入れる繰入金で、「6繰越金」とは、2年度からの繰越金となります。
- ・ これらをトータルいたしまして、下のかこみで歳入マイナス歳出で記載している1億8,797万7,240円を、令和4年度へ繰り越すことといたします。但し、「(2)決算処理」にありますとおり、この繰越金のうち622万円は超過交付分として令和4年度に373万2千円を国に、248万8千円を令和5年度以降に道へ返還予定です。また、歳入の「3道支出金」のうち、結核・精神医療費多額分として交付された特別交付金8,587万8千円は、令和3年度にいったん市に交付されていますが、道において医療費を全道で平準化するため、令和5年度の道へ支払う納付金に上乗せする形で徴収される予定です。
- ・ そのため、繰越金1億8,797万7,240円のうち、実質的な黒字としては、9,587万9千円 となります。
- ・ 資料1の最後に、後発医薬品（ジェネリック）についての参考資料がついております。
- ・ 議題1の「令和3年度決算」について、以上でございます。
- ・ ただ今の説明について、御意見・御質問等がありますでしょうか。
- ・ 無いようですので、「令和3年度 国民健康保険事業特別会計決算」については、よろしいでしょうか。
- ・ ありがとうございます。続きまして、議題(2)「令和3年度 国民健康保険事業報告」について、説明願います。
- ・ それでは、二つ目の議題となります、「令和3年度 国民健康保険事業報告」について御説明いたします。中身としては先ほど説明した通り総務費から支出される事業となります。
- ・ 資料2の「令和3年度 国保事業報告書」を御覧ください。
- ・ こちらは、保険者として行った事業を7つに分類して掲載したものです。継続事業が多くなってはおりますが、順番に主なものを御説明いたします。各事業は、道の補助金などを最大限に活用しながら実施しております。
- ・ まず、「1医療費適正化対策事業」の「レセプト点検」は、会計年度任用職員の点検員2名による点検と民間事業者への委託によるコンピュータ点検の併用で実施しており、事業費は678万1千円となっております。3つ目の「医療費通知」は、例年どおり年

片桐会長

保険年金課長

6回の通知を実施しており、事業費は536万7千円となっています。

- ・次に、「2 普及啓発事業及び疾病予防事業」ですが、福祉総合相談室が所管するスポーツ大会などや、生涯スポーツ課が所管する学校開放やスキー・水泳教室など、健康づくりに寄与すると思われる事業に国保加入者割合分の助成を行っています。また、保健所が行うインフルエンザ・肺炎球菌ワクチンの接種、がん検診について、国保加入者分の経費を負担しております。これらの事業費の合計が、1,977万円となっております。なお、インフルエンザと肺炎球菌の予防接種事業は、北海道が半額を負担する補助事業となっており、がん検診については、受診率によって一定額が交付される仕組みとなっております。
- ・次に、「3 健康教育事業及び健康相談事業」では、保健所とこども家庭課が所管する母子保健事業や栄養改善事業に対して国保加入者割合分の助成を行っております。
- ・次に、「4 訪問指導事業」ですが、これは、特定健診の受診勧奨数値を越えている方を抽出して受診勧奨を行うことと、重複多剤服薬者を抽出し、通知による指導や、薬局・医療機関に相談するよう勧奨を行うことを、小樽市、北海道国民健康保険連合会、株式会社キャンサーズキャンの3者の共同事業で実施しているものです。事業費は95万9千円となっております。
- ・次に、「5 特定健康診査事業・特定保健指導事業」について、事業費の合計は、6,386万2千円となっておりますが、大部分が健診実施機関に支払う委託料となっております。
- ・令和3年度の特定健診の受診率は、現時点の集計値になりますが27.5%となっております。令和2年度は24.9%、元年度は19.6%でしたので、コロナ禍で他市町村の多くが受診率の伸び悩みの状況のところ、当市の受診率は向上しております。特定健診については、2年度からおたるのオトクな健診「たるトク健診」と名前を新たにし、これまで以上に周知を徹底するとともに、早期受診者全員にクオカードを配付するなど、受診率向上対策に力を入れたところであり、3年度からは、健診にかかる自己負担分を無料化しております。4年度は、病院で受診した際の検査項目データを提出いただくことで特定健診を受診したものとみなす、いわゆる「みなし健診」について道のモデル事業に参加するなど、さらに力を入れており、お問い合わせも多く寄せられているところではあります。しかし、全体の受診率はまだ3割

に満たない状況であり、更なる取組を進めたいと思っておりますので、ぜひ御理解・御協力いただきますようお願いいたします。また、特定保健指導については、コロナ前の令和元年度は21.8%あったのですが、2年度はコロナの影響で7.1%と大きく落ち込みました。3年度は保健所から当課へ実務を移管して個別指導を実施し、実施率は現時点の集計値で10.0%となっております。

- ・ 次に、「6 糖尿病性腎症重症化予防事業」ですが、これは令和元年度から開始した事業であります。

中身としては、健診結果で受診勧奨値を超えているにもかかわらず治療歴のない方や、レセプトから糖尿病の治療中断している方を抽出して受診勧奨を実施しています。また、糖尿病治療中の方に対し、医師と連携しながら生活習慣改善のための6か月間の保健指導を行う取組について、11名の方に実施しました。さらに、昨年11月に、「糖尿病性腎症重症化予防対策協議会」を開催しております。これらの事業費の合計は、604万5千円となっております。

- ・ 次の「7 保険料収納率向上対策事業」については、保険収納課長から説明いたします。

- ・ それでは「7 保険料収納率向上対策事業」について説明いたします。一番下を御覧ください。

- ・ 事業費が2,187万6千円となっておりますが、こちらは昨年度とほぼ同じ額となっております。実施項目が6項目ありますが、全部同じということになります。それでは、上の方から説明させていただきます。

- ・ 「早期納付督促員及び特別徴収員の配置並びに職員との連携強化」につきまして、早期納付督促員というのは、納付期限後1か月経っても未納の方に対して、電話をかけて早期に納付の督促を行う専門の会計年度任用職員を2名配置しているというものでございます。早めに電話をかけ、新たな長期滞納者を増やさないことを目的に行っております。

- ・ 特別徴収員については、先ほどもお話しましたが、集金専門の会計年度任用職員が7名おります。集金の他に、滞納者の訪問による納付特例も行っております。

- ・ こちらの事業費につきましては、この早期納付督促員2名と特別徴収員7名の人件費、給料の部分に当たります。

- ・ 続きまして、「夜間における臨戸及び電話督促」ですが、日中不

在の方もいますので、夜間に電話をかけて、納付督促及び相談を受けています。それから臨戸訪問をして、実際に相談を受けるという形で皆さんに行っているものです。こちらの事業費につきましては、それに係る時間外勤務手当等になっております。

- ・ なお、令和 3 年度の中で、夜間の他に休日に臨戸することを予定しておりましたが、そのタイミングでまん延防止等重点措置期間に入ってしまう、実施を見送ったという経緯があります。
- ・ 続きまして、「口座振替加入の促進、ダイレクトメールの実施」でございますが、こちらの事業費は主に、金融機関の口座振替手数料にかかる経費となっております。その他に、口座振替の促進、勧めるためにダイレクトメールを送付しております。口座振替の加入率が高いと、やはり収納率も高くなりますので、少しでも口座振替に変えてもらえればということで毎年行っているものでございます。令和 3 年度は 930 件送りまして、申込が 26 件 (2.8%) ありましたけれども、少しでも増やせればということで実施しております。
- ・ 続きまして、「資格証明書や短期被保険者証の交付」でございます。資格証明書というのは、直近 1 年間全く未納の世帯に対しては、通常の保険証ではなく、資格証明書を発行しまして、もし病院にかかった時には、一旦 10 割自己負担で支払っていただくというものになっております。
- ・ 短期被保険者証につきましては、通常 1 年間の有効期限ですけれども、滞納額によって、3 か月だったり、6 か月だったり、有効期限を短くした保険証を渡して、接触等を増やすことを目的としています。
- ・ こちらの事業費 7 万 7 千円につきましては、資格証明書及び短期証に係る印刷経費となっております。
- ・ 賦課の適正化につきましては、申告していないがゆえに保険料が高くなっている世帯等がございますので、それに対して申告を促すため、簡易申告書というものを送付しております。その郵送経費等がこちらの経費になっております。
- ・ 以上で前期の収納率向上対策事業についての説明を終了させていただきます。
- ・ ただ今の説明について、御意見・御質問等がありますでしょうか。
- ・ では私から 1 点 2 点ほど。資料 2 の一番上の表の左側の項目で医療費分析が示されております。内容としては被保険者の医療

片桐会長

- 費分析や国保統計などの資料作成というのがありますが、医療費の分析は小樽市内の国保被保険者の医療費の分析ということでよろしいでしょうか。
- 保険年金課長
- 片桐会長
- 庶務係長
- 片桐会長
- 庶務係長
- 片桐会長
- 保険年金課長
- 片桐会長
- ・ そのとおりです。
 - ・ 分析の結果をどのような形で政策に反映するなり、事業に反映しているのかという点について、今時点でわかることがあれば教えてください。
 - ・ 医療費分析として予算決算を出しておりますが、令和 3 年度の実績につきましては、医療費分析に従事している会計年度任用職員の人件費がほとんどです。令和 3 年度はそのような結果になっておりますが、令和 4 年度については医療費分析事業を委託して、小樽市内の国保中心に医療費の分析をかけています。それをどういったことに活かすかという、小樽市ではデータヘルス計画というものを立てており、その更新期限が令和 5 年度に迫っております。新しい計画を立てるのにあたり、どのような医療費の課題があるか、それに対してどのような事業を展開していくか、それに活用するために医療費分析として予算立て、決算をさせていただいております。
 - ・ それは最終的にどこかで報告されますか？分析の結果と政策への反映について、何らかの形で公表はされますか？
 - ・ 現在のデータヘルス計画の検証結果を踏まえて、次のデータヘルス計画を策定していきますので、それに活用するという事で、進めたいと思います。
 - ・ もう一つ、その下段に「医療費通知」があります。これも何かの形で単に通知するだけではなく、医療費の適正使用のねらいもあるかと思いますが、主たる目的や効果等、把握しているものがあれば教えてください。
 - ・ 当初導入されたときは、医療費通知の中に自己負担分以外に総医療費も載っているのですが、自分が病院にかかって、どういう病気にどうかかっている、実際どれくらい医療費がかかっているのかというのを御自身で確認していただくことが目的でした。それから現在、確定申告等で医療費控除を受ける際に医療費通知を添付することによって、医療費の明細書や領収書をつけなくても医療費通知で代用できる、そういう使われ方もされてきています。
 - ・ ありがとうございます。あともう一つ、私は全国協会けんぽの仕事もしておりますけども、夜間診療や休日診療を抑制する

保険年金課長

ために、夜間診療祝休日診療を利用した人を無作為に何人か選んで、あなたは今回夜間に行かず昼間に受診したらこれだけ医療費が浮きましたという通知をして、利用受診を抑えようという取り組みをしておりますが、小樽市の国保や国保制度全体でそういった取り組みはされていますか。

- ・ 小樽市ではそういう事業は行っておりません。全道的にもあまり国保でそういう事業をやっているというのは私の知る範囲ではあまり聞かないですけども、小樽市としてはそういう状況にあります。

片桐会長

- ・ 国保は自営業の方とかが多いので、比較的受診する時間の融通が利くというのが背景にあるのかもしれないね。
- ・ ほかに意見や御質問はございませんか。無いようですので、「令和3年度 国民健康保険事業報告」について御了承いただけますでしょうか。
- ・ ありがとうございます。それでは、議題(3)「令和4年度 国民健康保険事業特別会計補正予算」について、説明願います。

保険年金課長

- ・ それでは、議題の三つ目、令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算について御説明いたします。
- ・ 資料3を御覧ください。まず、歳入の「① 前年度繰越金」は、先ほど、説明いたしましたとおり、1億8,797万7千円を「繰越金」として令和4年度に引き継ぎします。次の「② 利子及び配当金」は、基金積立金に対する利息5万6千円を計上いたします。
- ・ 歳出につきましては、まず、③の「超過交付額返還金（災害等臨時特例補助金（新型コロナ減免分）返還分）」ですが、これは3年度に概算払いでもらいすぎた交付金を返還するもので、先ほど歳入の繰越金について、このもらいすぎた分も含めて令和4年度に繰り越しているものであるため、その中から返還することとなります。次に④の「国民健康保険事業運営基金積立金」ですが、先ほど申し上げた①前年度繰越金から、③の返還金を差し引き、②の利子分を加えて、合計1億8,430万1千円を積み立てる予算となっております。ただし、先ほど決算状況でも御説明しましたが、このうち、248万8千円を令和5年度以降に道へ返還予定であり、8,587万8千円も令和5年度の道へ支払う納付金に上乗せする形で徴収される予定であることから、実質的な黒字として基金に積み立てられるのは、基金の利息を除くと、9,587万9千円となります。

片桐会長

- ・ なお、主な黒字の理由としては、資料下段の米マークのとおり、収納率の上昇や当初賦課以降の調定額の増などによるものです。
- ・ 「基金」につきましては、次のページ別紙 1 を見ていただきたいのですが、下から 2 番目、令和 4 年 9 月に、今回計上したうち、繰越金等を積み立て、その下、令和 5 年 3 月末には、今回予算計上した分も含め基金の利息分を積み立てるとともに、道への返還金等で 8,697 万 6 千円、保険事業拡大分 642 万 2 千円、賦課割合変更における保険料の激変緩和分 5,000 万円を基金から取り崩す予定であり、現時点での令和 5 年 3 月末の基金残高は、約 4 億円と見込まれます。
- ・ 以上の内容で、次回の第 3 回定例会に補正予算を提出する予定です。議題 3 については、以上でございます。
- ・ ただ今の説明について、御意見・御質問等がありますでしょうか。
- ・ 無いようですので、「令和 4 年度 国民健康保険事業特別会計補正予算」については、御了承いただけますでしょうか。
- ・ ありがとうございます。本日より予定しておりました議題は終了しましたが、(4)「その他」で何かありましたら、お受けいたします。
- ・ 事務局から何かございますか。
- ・ なければ、以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。

以上